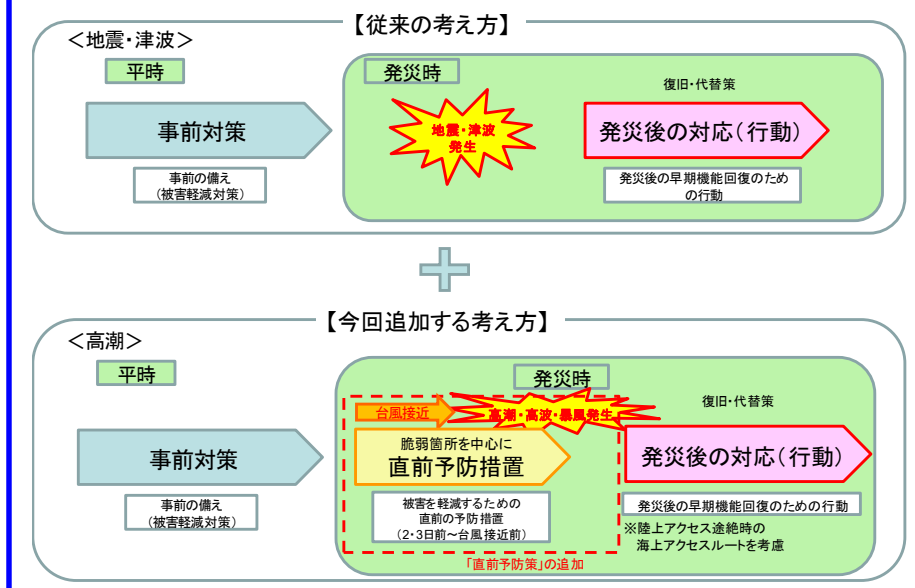


港湾の事業継続計画策定ガイドライン改訂(案)の概要

- ◆ 平成30年台風第21号、令和元年房総半島台風等に伴う高潮・高波・暴風による港湾への被害を踏まえ、「港湾の事業継続計画策定ガイドライン改訂」を策定。
- ◆ 被害軽減に資する直前予防対応の概念等を盛り込んだ。

【改訂のポイント】

1. 港湾BCPに直前予防対応の考え方を位置づけ



2. 台風等による高潮・高波・暴風等への対応

- 重要度を考慮した直前予防対応の概念を追加。
- 現場作業員の避難するタイミングや避難場所を位置付け。

3. 港湾内の脆弱箇所等の抽出・周知

- 港湾内の脆弱性の箇所を整理し、関係者や国民に広く周知し、公助のみならず、自助、共助を促す。
- カメラやセンサー等で被害状況を把握するなど、早期の情報把握手法を位置づける。

4. 復旧・復興活動支援の事前整理

- 応急復旧資材などの海上輸送ルートの位置づけ。
- 背後の重要物流道路や防災拠点と連携した緊急物資等の輸送機能の検討。
- 早期復旧に向け、作業船基地や重機保管場所の位置づけ。
- 災害によるガレキ等の仮置き場の配置・容量等の検討。



発災時の漂流物仮置きヤードの候補地に関する計画策定事例(三河港)

5. 複合災害(マルチハザード)や巨大災害等により港湾機能が停止した場合への対応

- 複合災害や巨大災害等のシナリオを想定。